

令和 8 年 9 月 7 日
情報法制研究会第 1 回 AI 分科会

選挙と AI

湯浅 塾道

明治大学専門職大学院ガバナンス研究科長
科学技術振興機構（JST）社会技術開発センター（RISTEX）プログラム総括¹

1 AI 利活用のステークホルダー

公職選挙法は、主として 4 つのステークホルダーを規定

有権者

→ 従来は選挙運動の主体からは排除、インターネット選挙運動解禁で選挙運動も解禁された

メディア（新聞紙・雑誌²、放送[テレビジョン放送・ラジオ放送]³）

選挙管理機関

政党、政治団体、候補者等

AI に関する規定

従来は存在しなかったが、令和 8 年公職選挙法改正で初めて規定（後述）

AI の定義は「人工知能関連技術」（第 142 条の 5）で、AI 法を引用

インターネットを利用する方法は原則として「文書図画」で、電子メールとそれ以外（ウェブサイト等）に大別される

電気通信としてのインターネットとその上の情報の取り扱いは、情報流通プラットフォーム対処法（旧プロ責法）に委ねる構造

プラットフォームに関する規定なし

¹（国研）科学技術振興機構（JST）社会技術開発センター（RISTEX）SDGs の達成に向けた共創的研究開発プログラム「情報社会における社会的側面からのトラスト形成」
<https://www.jst.go.jp/ristex/digist/>

² 定義は第 148 条第 3 項第 1 号、第 2 項に規定。新聞紙にあつては毎月三回以上、雑誌にあつては毎月一回以上、号を逐つて定期的に有償頒布するもの、第三種郵便物の承認等。

³ 定義は第 150 条に規定（放送法を引用）。

2 AI 利活用の段階

AI 利活用には様々な段階があると考えられる

現状では、各段階において適用される法規制に AI 利活用の是非が委ねられる

表 1 AI を利用できる選挙の各段階

段階	有権者	メディア	政党・候補者等	選挙管理機関
選挙前	情報収集【知る権利】 政治的関心、政治的意思（政党支持等）形成	政治、社会、経済の報道【表現の自由、表現の自由の優越性】	政治活動【政治活動の自由】 瀬踏み等一定の事前運動 広告	選挙人名簿への登録、選挙人名簿の調製【選挙権保障】 選挙関係事務
選挙運動期間中	インターネット選挙運動、インターネット落選運動【政治活動の自由】 投票方向の決定（政党、候補者）	選挙報道、情勢報道【表現の自由】	選挙運動【政治活動の自由、被選挙権 ⁴ 】	選挙関係事務 選挙運動取締り・警告等【選挙の公正】
投票日	投票（日本の場合は自書式、一部で記号式、電子投票）【選挙権行使】	出口調査等	※投票立会	投票所管理
投票締切後		開票結果報道等	※開票立会	開票関係事務（開票、集計、結果確定）

3 議員や政治団体等による AI 利活用の例

AI 利用に関する議員研修会

⁴ 被選挙権は憲法上の権利とはいえないという説も存在する。高橋和之「「被選挙権」は憲法による保障を受けない—日本国憲法における国民主権の構造」ジュリスト 1340 号（2007 年）。

日常的な利用⁵

政策に関する調査（生成系 AI による翻訳、資料類の調査と要約）、聞き取り結果の分析・まとめ、可視化生成系 AI による下書きの作成、原稿の推敲、情報発信のための画像・動画の作成（パワーポイント用、SNS 投稿用）

ローカル LLM

自身の思考回路を学習させ政策立案、各種議員用の AI サービス

選挙における AI 利活用

ブロードリスニング

諸外国では死者の政治的指導者の動画像の例が増加

4 令和 8 年公職選挙法改正、情報プラットフォーム対処法改正

公職選挙法改正の概要

インターネット等を利用する方法により人工知能関連技術を利用して作成された画像等が掲載された文書図画を頒布する者の表示義務（新第 142 条の 5）⁶

アメリカ州法の AI 生成物表示義務規定に類似⁷

例外規定（「その改変の内容が社会通念に照らして軽微であるもの又は実際に撮影されたものと誤認されるおそれのないものを除く」）

表示義務に関して具体的な方法の例示を欠く（「画像又は映像が人工知能関連技術を利用して作成され又は改変されたものである旨が」（中略）、「正しく表示されるようにしなければならない。」）

正しい表示とは何か？（位置、場所、方法、デジタルすかし）⁸

⁵ 「特集：地方議会は AI をどう活用するか」地方議会人 2026 年 6 月号（2026 年）参照。

⁶ （インターネット等を利用する方法により人工知能関連技術を利用して作成された画像等が掲載された文書図画を頒布する者の表示義務）

第百四十二条の五 人工知能関連技術（人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（令和七年法律第五十三号）第二条に規定する人工知能関連技術をいう。）を利用して作成され又は改変された画像又は映像（その改変の内容が社会通念に照らして軽微であるもの又は実際に撮影されたものと誤認されるおそれのないものを除く。）が掲載された次に掲げる文書図画をインターネット等を利用する方法により頒布する者は、当該画像又は映像が人工知能関連技術を利用して作成され又は改変されたものである旨が、当該文書図画に係る電気通信の受信をする者が使用する通信端末機器の映像面に正しく表示されるようにしなければならない。

一 選挙運動のために使用する文書図画

二 当選を得させないための活動に使用する文書図画であつて、選挙の期日の公示又は告示の日からその選挙の当日までの間に頒布されるもの

⁷ 湯浅聖道「選挙運動における AI 利用の規制-アメリカにおけるディープフェイク規制を中心に-」情報処理学会研究報告(Web) 2024(EIP-103) 2024 年。

⁸ ユタ州選挙法では、選挙に影響を与える目的の対象広告に合成メディアが含まれる場合、次の文言を表示または音声で入れるよう具体的に規定している。またオンラインで公

選挙に関しインターネット等を利用する者の責務として公職の候補者に関し虚偽の事項を公にし、又は事実をゆがめて公にして選挙の公正を害することがないようにしなければならないことを規定（新第 142 条の 7 第 1 項）

情報プラットフォーム対処法改正の概要

大規模特定電気通信役務提供者が講ずべき選挙の公正に対する悪影響を軽減するための措置

大規模特定電気通信役務提供者は、選挙の公正を害するおそれのある情報の流通による悪影響を軽減するため、当該大規模特定電気通信役務の特性に応じ、必要な措置を講じなければならない。

総務大臣は、大規模特定電気通信役務提供者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施に資するために必要な指針を定め、公表するものとする。

大規模特定電気通信役務提供者の公表事項の追加

大規模特定電気通信役務提供者が毎年 1 回公表すべき事項として、選挙の公正に対する悪影響を軽減するための措置の実施状況を追加する。

5 今後の課題

合理的自然人としての有権者

有権者を自然人に限定（八幡製鉄事件）

合理的判断能力を有する者に限定（旧公職選挙法の禁治産者欠格条項）

政治的判断、政治的意思表示への AI の介入は容認されるか

被成年後見人の有権者への支援のための AI 導入は可能か

執行の困難性

AI 生成物表示義務の例外の基準

政府には情報の真偽判定責務はなく、表示、利用者の責務、事業者の対策を組み合わせ、選挙の公正を確保しようとするもの⁹

虚偽事項表示の罪適用の困難性¹⁰

改正よりも厳格な執行が重要とする所論があるが¹¹、選挙管理委員会のリソースの不足（選挙管理委員会の分権性がリソース不足に拍車）と違法行為の認知方法に問題

政治活動・選挙運動に閉じた法 v.s. インターネットに関する一般法

開される対象のデジタル音声または映像広告には、表示文言に加えて、改ざん検知型のデジタル来歴情報を埋め込む義務があり、最初の作成者、後の編集者、生成 AI の使用有無を開示する必要がある。Utah Code § 20A-11-1104 (2024).

⁹ 林 紀行「生成 AI は選挙をどう変えるのか」Voters 93 号（2026 年）13 頁。

¹⁰ 湯浅塁道「インターネット上での誹謗中傷と公職選挙法の虚偽事項の公表の罪（1）（2）」月刊選挙 79 巻 7 号（2026 年）14 頁以下、79 巻 8 号（2026 年）6 頁以下。

¹¹ 安野修右「選挙運動規制をめぐる諸相」選挙研究 40 巻 2 号（2024 年）7 頁以下など。

従来の公選法

政治活動・選挙運動に閉じた法であり最高裁も広範な表現規制を認める傾向

インターネット選挙運動導入による法改正

独自規定を置かず、電子メールの定義は他法参照、旧プロバイダ責任制限法での対応

法規制の重層性

インターネットと AI に関して、AI 法、プラットフォーム規制など複雑化

令和 8 年改正は AI に関して政治活動・選挙運動に閉じた法への回帰?

AI を用いた偽情報対策・規制の重層性

改正地方自治法

首長と議会の両方にサイバーセキュリティ基本方針策定等義務¹²

AI に関しても、AI セキュリティが射程

議員に対する適用の相違

AI と個人情報との関係が問題となっている中、議会個人情報保護条例は議員を一律適用対象外

選挙の公正、AI 規制、個人情報保護、サイバーセキュリティの関係のねじれと再整理の必要性

以上

¹² 湯浅塾道「議会におけるサイバーセキュリティ確保の方針策定（1）（2）」月刊選挙 79 巻 5 号（2026 年）13 頁以下、79 巻 6 号（2026 年）2 頁以下